

## 釜石市復興まちづくり委員会設置要綱

### (設置)

第1条 平成23年東日本大震災からの復興に向けた市の復興まちづくり基本計画(以下「復興計画」という。)の策定について調査審議するため、釜石市復興まちづくり委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、復興計画の策定に関し、次に掲げる事項について調査審議を行い、その結果を市長に報告するものとする。

復旧及び復興のあるべき姿や基本方針に関すること。

復興計画に掲げる施策及び事業に関すること。

その他市長が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員50人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

釜石市総合振興審議会の委員

関係団体の役職員

関係行政機関の職員

知識経験を有する者

その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から復興計画が策定される日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (顧問及びアドバイザー)

第5条 委員会に顧問及びアドバイザーを置くことができる。

2 顧問及びアドバイザーは、市長が委嘱する。

3 顧問及びアドバイザーは、会議に出席し、助言することができる。

### (会議)

第6条 委員会は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、釜石市災害復興プロジェクト推進本部において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

1 この告示は、平成23年5月26日から施行する。

2 この告示は、復興計画が策定された日限り、その効力を失う。